



労働基準法違反の 勤務日程の是正が実現！

10月9日株式会社スリーエス出向の組合員Aさんに対して、出向先会社から今後の勤務日程表は30日の月は労働時間171時間、31日の月は労働時間177時間以内で作成すると連絡がありました。出向している他の組合員に対しても、そのような主旨の連絡があったそうです。

この間出向先会社ではJR出向者に対して、勤務日程をはじめから月間労働時間180時間の超勤前提で組むと説明し、勤務日程表にも「残業」時間が明記されていました。

だがしかし労働基準法では、変形労働時間制をとった場合に残業前提の勤務を組むことは違反です。30日の月は171時間、31日の月は177時間が上限です。スリーエスの勤務日程表はあきらかな労働基準法違反です。

出向組合員や新幹線地本はJR東海と出向先会社に対して、この問題について抗議し是正をもとめてきました。

こうした闘いの結果、是正が勝ち取られたのです。

出向先会社の「30日の月は労働時間171時間、31日の月は労働時間177時間」という説明は、労働基準法が定める数値を言っていることはいうまでもありません。

しかし出向先会社もJR東海も労働基準法違反ということは明言していません。私たちはこのことをさらに問題にしていきます。(続く)

私たちJR東海労は、決して泣き寝入りせず出向先での問題や労働条件改善に向けて取り組んでいきます。

皆様のご意見・ご相談をお待ちしています！